

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月30日
【会社名】	株式会社 f o n f u n
【英訳名】	fonfun corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三浦 浩之
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区初台一丁目46番3号
【電話番号】	03(5350)7800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼専務執行役員 佐藤 充
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区初台一丁目46番3号
【電話番号】	03(5350)7800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼専務執行役員 佐藤 充
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 103,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社 大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	515,000株	完全議決権株式であり、権利内容に限定のない提出会社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 平成21年10月30日付当社取締役会決議しております。

2. 振替機関の名称および住所は下記のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	515,000株	103,000,000	51,500,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	515,000株	103,000,000	51,500,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		株式会社光通信
割当株数		515,000株
払込金額		103,000,000円
割当予定先の内容	本店所在地	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
	代表者の氏名	代表取締役社長 玉村剛史
	資本金	54,259百万円
	事業内容	移動体通信事業、OA機器販売事業、固定回線取次事業、法人向け携帯電話販売事業、インターネット関連事業、保険代理店事業、ベンチャー投資事業、ビジネスソリューション事業他
	大株主及び持株比率	有限会社 光パワー 26.71% 重田 康光 22.55% (平成21年3月31日現在)
当社との関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません
当該株券の保有に関する事項		本件第三者割当は、業務提携の継続を前提としたものであり、中長期保有を目的とした契約を締結する予定であります。

(注) 1. 割当予定先の内容の欄及び当社との関係の欄は、有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

2. 本割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

3. 募集目的及び理由

当社は、昨年度末から今年度にかけて事業再編を実施し、事業の選択と集中を行っており事業再編後も当社の主要事業となる「リモートメール」サービスの事業拡大のための資金の確保と事業パートナーとの関係強化、当社財務基盤の強化を目的としております。

4. 割当予定先を選定した理由

今年に入り本格的に開始した携帯電話販売店における当社「リモートメール」サービスの店頭での販促が好調であり、この店頭販促をさらに強化するため、国内において約1700店舗を有する株式会社光通信と業務提携を行います。さらに、両社の利害関係を一致させることで、業務提携をより一層加速し、長期に渡り提携事業を継続するために、同社に対して第三者割当増資を実施するものであります。同社と資本提携を含む業務提携という強い関係を結び、さらに合弁会社を設立し両社から人材を提供することで、同社の営業力と当社のサービス開発力を活かし、両社共同で店頭でのサービス加入者獲得をより一層拡大させます。

当社にとり、リモートメール事業の強化、発展は、最重要事項であり、株式会社光通信との提携が当社の業績・企業価値の向上に大きく寄与すると判断し、この提携関係を長期維持するために、株式会社光

通信を割当予定先として選定いたしました。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
200	100	1株	平成21年11月16日(月)	該当事項なし	平成21年11月16日(月)

(注) 1. 第三者割当により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式にかかる割当てを受ける権利は消滅いたします。
3. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
4. 申込及び払込の方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申し込むものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。
5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

発行価額につきましては、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成21年10月29日)の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式終値である210円に0.95を掛け、1円未満を切り上げ200円と算出しており、当該発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱に関する指針」に準じております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件増資による新規発行株式数515,000株は、増資前の当社普通株式の発行済株式総数の23.99%に相当し、1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。しかしながら、今回のファイナンスは、業務提携と連動したものであり、当社主要事業の業績向上、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。これらを勘案した結果、本件増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的なものであるものと判断しております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社fonfun 経営管理部	東京都渋谷区初台一丁目46番3号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 府中支店	東京都府中市宮西町一丁目6番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
103,000,000	500,000	102,500,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額102,500,000円の内、株式会社光通信との業務提携のために設立する合弁会社への投資及び運転資金として約35百万円、当社が保有するリモートメールサービスのサーバー設備の老朽化した機材の入れ替え資金として約40百万円、同サービス運転資金として約24百万円を充当する予定であります。

なお、支払時期に関しては、合弁会社への投資資金は、平成21年11月、設備投資資金は、今年度半額程度、来年度上半期で半額程度の投資を複数回に分けて予定しております。運転資金への充当分に関しては、一括での支出ではありませんが、毎月の運転資金として使用いたします。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、結束力をさらに高めることを目的として、平成21年10月30日付取締役会決議により、当社取締役及び執行役員に対して、新株予約権発行を平成21年11月16日を払込期日として行うことを決議しております。発行の内容は下記のとおりです。

新株予約権発行の概要

発行数	2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式250,000株 (1個あたり100株)
発行価額	1個につき 168円
行使価額	210円
権利行使期間	平成21年11月16日から10年間
募集又は割当方法	当社取締役及び執行役員に2,500個を割当てる。

第 3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者 (その関連者) と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第13期）の提出以降、本届出書提出までの間において、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について追加がありましたので、以下のとおり追加記載いたします。なお、当該有価証券報告書に記載している将来に関する事項に変更はありません。また、以下に記載している将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものであります。

（追加事項）

(9) 株式の希薄化について

平成21年10月30日付の当社取締役会決議により、株式会社光通信への当社株式の第三者割当及び、当社取締役と執行役員に対しての新株予約権の発行を決議しております。当決議により株式会社光通信への当社株式の割当数は、515,000株であり、また新株予約権の目的である株式の総数は250,000株であるため、当該第三者割当が予定通り実行され、当該新株予約権が予定どおり発行された上で行使された場合、現在の発行済株式総数2,146,720株に対して、35.64%の希薄化が生じ、株価に影響を及ぼす可能性があります。しかし、株式会社光通信への第三者割当は、業務提携を伴うものであり、また当社取締役及び執行役員が本新株予約権を有償で取得することで、株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクをも共有しながら、株価上昇及び業績向上に邁進していくことが期待できることから、当社企業価値の増大に大きく寄与し、将来的に既存株主様の持分価値向上に資するものと考えております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第13期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局長へ提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度(第13期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年7月6日 関東財務局長へ提出
四半期報告書	(第14期第1四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月13日 関東財務局長へ提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月13日

株式会社 f o n f u n
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 筧 悦生

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 大塚 貴史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 f o n f u n の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 f o n f u n 及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 前連結会計年度の連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月22日

株式会社 f o n f u n
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 筧 悦生

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 藤本 亮

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 f o n f u n の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及びについて監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 f o n f u n 及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は定期預金の担保提供を行っている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 f o n f u n の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社 f o n f u n が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月13日

株式会社 f o n f u n
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 筧 悦生

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 大塚 貴史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 f o n f u n の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 f o n f u n の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月22日

株式会社 f o n f u n
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 筧 悦生

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 藤本 亮

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 f o n f u n の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 f o n f u n の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は定期預金の担保提供を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月12日

株式会社 f o n f u n
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 笥 悦生
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤本 亮
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 f o n f u n の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 f o n f u n 及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8 月12日

株式会社 f o n f u n
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 笥 悦生
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤本 亮
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 f o n f u n の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 f o n f u n の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。